



真に持続可能な年金制度の構築に向けて

～年金純債務の負担を分かち合い、新拠出建年金の実現を目指す～

2009年6月

社団法人経済同友会

目 次

提言概要

はじめに.....	1
. 経済同友会の年金制度改革提言.....	2
1 . 新基礎年金制度の創設を	
2 . 新拠出建年金制度の創設を	
. 厚生年金報酬比例部分の積立方式への移行について	4
1 . 保険料による賦課方式の限界	
2 . 積立方式への本質的かつ完全な移行を目指す	
(1) 積立方式への移行により期待される効果と移行における課題	
(2) 積立方式への移行期間	
(3) 積立方式への移行方法と負担	
. 厚生年金報酬比例部分の民営化後の制度について	7
1 . 民営化の意義	
2 . 新拠出建年金制度の基本設計	
(1) 加入資格	
(2) 掛金	
(3) 拠出建ての運営	
(4) 年金資産の運用	
(5) 受給形式	
(6) 税制上の取り扱い	
3 . 民間金融機関等の役割と監督規制	
4 . 国による環境整備と支援	
おわりに	10
添付図表	12
2008 年度社会保障改革委員会名簿.....	14

はじめに

より高まる抜本的な年金制度改革の必要性

2004年に年金制度改革が行われ、その内容は「100年安心プラン」と称されたが、その後約5年を経た今日、年金制度をめぐる現状は、さらに深刻化しており、抜本的な制度改革の必要性がより高まっている。

2006年12月に公表された「日本の将来推計人口」(中位推計)では、長期的な出生率は1.26、2050年の高齢化率は39.6%となり、2004年の年金制度改革の前提となった2002年1月の将来推計よりも少子高齢化が進展している。若年世代が減少する一方で、高齢世代が増加する人口構成において、年金制度における世代間扶養や現役時の所得保障機能の維持は困難になっている。

また、雇用の流動化や雇用形態の多様化が進んでいるが、現在の年金制度はこうした変化に対応できる制度設計になっていない。さらに、世界的な金融・経済危機の影響から、低迷していた経済成長率がマイナスに陥り、現役世代の可処分所得が減少するなかで、そうした現状が年金給付額に反映されていない。

年金制度の運営面でも根本的な課題を抱えている。国民年金における保険料の未納率は依然として高い水準にある¹。厚生年金においても、保険未適用の事業所があり²、公的年金制度は実質的に空洞化していると言っても過言ではない。現在の保険料未納者や未加入者は、将来、老後を迎える時期に、低年金者、無年金者になり、生活保護制度の対象になる可能性もある。同制度の対象となる高齢者の増加は、将来的な公費支出の増加要因になると考えられる。

また、年金記録について、記録漏れや記録の改ざんといった問題が発覚し、年金行政に対する国民の信頼は失墜している。年金記録問題は、国民にわかりやすく、効率的な運営が、制度への国民の信頼を築くために不可欠であることを示している。

2004年の年金制度改革では、基礎年金の国庫負担割合を2009年度までに2分の1に引き上げることとし、その前提として、税制抜本改革による安定的財源の確保を置いていた。しかし、税制抜本改革は見送られ、国庫負担割合を引き上げるための安定的財源は確保されないまま、2009年度を迎える事態に至った³。基礎年金制度のための安定的財源を確保し、老後の生活におけるナショナル・ミニマムを保障するようにしなければ、国民の将来に対する不安は増大するばかりであ

¹ 平成19年度の国民年金における保険料の納付率は、63.9%で、前年度比で2.3ポイント低下している(社会保険庁「平成19年度社会保険事業の概況」)。

² 総務省「厚生年金保険に関する行政評価・監視」の結果(2006年)によれば、2004年度に厚生年金保険が未適用のおそれのある事業所数は、本来適用すべき事業所総数の約3割とされる。

³ 2009年度、2010年度については、国庫負担割合を2分の1に引き上げるために要する財源を財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金により手当てするために、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が第171国会にて成立した。

る。

年金制度のみならず、わが国の社会保障全般において、制度の持続性や機能の低下が問われるなかで、2008年1月に社会保障国民会議が発足した。しかし、同会議では、現行の年金制度が抱える根本的な問題の解決策は示されなかった。また、超党派による議論の場ではなかったため、抜本的な制度改革に向けた国民的合意形成に寄与したとは言い難い。

抜本的な年金制度改革に向けて必要な前提と議論

2009年2月に、2004年の年金制度改革後初めて行われた公的年金の財政検証結果が公表された。しかし、楽観的な経済前提の下、将来的に所得代替率を50%以上に維持するという政府目標の保持が優先され、年金財政の現状を国民に率直に伝えるという、財政検証に期待される本来の役割を果たしていない。賃金上昇率や運用の見通し等について、現状を踏まえた年金財政を国民に示すことは、抜本的な制度改革の必要性を説く上で不可欠である。

また、基礎年金部分と報酬比例部分のそれぞれについて、制度を支える理念と果たすべき役割を明らかにした上で議論を進めなければ、より合理性のある制度設計にならない。

本提言の趣旨

2008年度の社会保障改革委員会では、経済同友会がかねてより提言している厚生年金報酬比例部分の民営化について、その実現性をより高めるために検討を重ねた。

本提言では、民営化の前提となる、報酬比例部分の賦課方式から積立方式への移行について、妥当な期間と移行方法を提言する。積立方式への移行には、年金純債務の解消のために、企業、従業員（現役世代）、高齢世代のそれぞれに負担が伴うが、これらの負担なくして、真に持続可能な年金制度の構築はない。

また、民営化後の制度については、個人の円滑な利用と適切な資産運用を促す観点から、その制度設計を提言する。

・経済同友会の年金制度改革提言

老後の最低限の生活を保障するための新基礎年金制度と、それを超えて、より充実した老後の生活に備えるための新拠出建年金制度の創設により、年金制度における国と民間の役割を明らかにする。これにより、個人は、将来の年金受給の見通しが立てやすくなる。

1. 新基礎年金制度の創設を

現行制度における基礎年金の平均受給額⁴は、老後の最低限の生活を保障するには、充分ではない。さらに、2004年の制度改正で導入されたマクロ経済スライドが発効されれば、基礎年金も対象となるので、その給付水準は低下する。また、無年金者も存在しており、国民皆年金とは言えない状況になっている。経済同友会が提言する新基礎年金制度の創設により、真の国民皆年金を実現するべきである。

新基礎年金制度の骨格

新基礎年金制度の役割は、老後における最低限の生活保障とし、よって国が責任を持って運営する。

65歳以上の国民すべてに1人月額7万円を給付する⁵。給付額には物価スライドを適用し、年金の購買力を維持する。

新基礎年金制度の財源は、安定的に確保し、かつ国民で広く公平に負担するために、全額年金目的消費税で賄い、現在の基礎年金部分において個人が負担している保険料はゼロにする。年金目的消費税を財源にすることで、確実かつ平等な給付を行い、低年金者、無年金者を生じさせない。

なお、新基礎年金による所得は、他の所得と合算し課税されるが、その際には公的年金等控除額を縮小し、高額所得者への給付額を実質的に削減する。

2. 新拠出建年金制度の創設を

現行の制度では、将来的に年金の給付水準（所得代替率）は低下していく。公的年金の財政検証では、経済前提、出生率とも中位のケースで、辛うじて政府が目標とする所得代替率50%以上の維持が示された。しかし、政府が一定の給付水準を維持するために、巨額の年金資金を運用し、経済の現状と乖離した運用利回りを実現することは、難しいと考えられる。

老後の最低限の生活保障を超えた部分については、経済同友会が提言する新拠出建年金制度を創設し、個人が自身の判断と責任で資産運用を行うことにより、備えるべきである。新拠出建年金制度は積立方式であるため、少子高齢化、人口減少が進むなかでも制度の持続性は確保できる。

⁴ 平成19年度の国民年金受給者の平均年金月額、53,602円。厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給者では、48,057円（社会保険庁「平成19年度社会保険事業の概況」）。

⁵ 平成17年の家計調査によれば、高齢単身世帯（無職）の生計費では、食料、光熱費、交通・通信、保健医療等、基礎的支出に分類される部分（住居、保健医療サービスを除く）について、7万円で賄える（経済同友会提言「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」）。

新拠出建年金制度の骨格

最低限の生活保障を超えた部分については、新拠出建年金制度を創設する。同制度の創設にあたり、現在の厚生年金は、報酬比例部分を長期間かけて積立方式に移行し、最終的に廃止する。

同制度は、民間金融機関等が運営する拠出建ての私的年金とし、原則として、収入がある国民は加入可能であること、国は税制面での優遇措置を行うこと、企業は従業員の老後への備えを支えるために、一定の拠出を行うことを特徴とする。

・厚生年金報酬比例部分の積立方式への移行について

新拠出建年金制度の創設にあたり、現在の厚生年金報酬比例部分を賦課方式から積立方式に移行するが、これには年金純債務の問題が伴う。積立方式への移行の意義と年金純債務の解消を踏まえ、移行の期間と方法を提示する。

1. 保険料による賦課方式の限界

現行の賦課方式の運営では、支払われた保険料と国庫負担分は、その時の高齢者への年金給付に使われるが、賦課方式には、制度発足当初の高齢者に年金給付の形で行われた所得移転が、暗黙裡に後の世代の保険料負担に含まれるという特徴がある。

一方、保険料の支払いに対し、政府は、保険料の支払い実績に応じた将来の給付を加入者に約束することになる（過去期間に係る債務の発生。本提言では、以下、過去期間分と記述する）。この過去期間分に積立金を充当し、なおも残る財源の手当てがない過去期間分が年金純債務⁶である。この過去期間に係る年金純債務は、将来世代に保険料負担として課される。現在の年金財政は、こうした将来世代の負担を予め見込んだ上に運営されていると言える。

少子高齢化が進展するなかで、賦課方式の運営の下、年金の給付水準を維持するためには、減少する若年世代にさらなる負担を求めることになり、年金制度としての持続性が低い。さらに、現行制度では、後の世代ほど保険料負担に対する

⁶ 厚生労働省「平成 21 年財政検証結果」をもとに、基礎年金部分を年金目的消費税で賄うことを前提にすると、厚生年金報酬比例部分の過去期間分における現時点の純債務は、約 320 兆円になる[社会保障審議会年金部会（平成 21 年 5 月 26 日）資料]。なお、この場合、基礎年金部分の純債務には、将来的に年金目的消費税を充てると考える。

少子高齢化の進行、物価や平均賃金の伸びの現状が年金給付額に確実に反映されるように、名目年金下限型としない（前年度比での年金名目額の減少も許容する）といった、厳格なマクロ経済スライドの適用を行うことにより、純債務の規模は変わり得る。

給付額の倍率が低下するという世代間の不公平がある。

2. 積立方式への本質的かつ完全な移行を目指す

(1) 積立方式への移行により期待される効果と移行における課題

一方、積立方式では、負担と給付の関係が明確になる。また、少子高齢化、人口減少の影響を受ける賦課方式よりも、積立方式での金融資産による運用の方が、拠出額に対する給付額が高まると考えられ、特に、純債務に対する負担がなくなる将来世代では、こうしたメリットが増す。加えて、国民貯蓄率の上昇も期待される。

このような効果が考えられる積立方式への移行において最大の課題となるのは、移行に伴い顕在化する年金純債務を含めた過去期間分の処理である。年金純債務の償還を先送りし続けることは、賦課方式の維持と同じである。年金純債務も含めて過去期間分の処理を一定期間で行わなければ、積立方式への本質的、かつ完全な移行にはならない。

(2) 積立方式への移行期間

積立方式への移行では、移行期にあたる世代が年金純債務を含めた過去期間分の処理のための負担をせざるを得ない。財源手当てのない純債務分も負担することになるため、移行期にあたる世代の負担は、賦課方式を維持する場合に比べ重くなる。この負担の規模を考慮すると、移行には概ね50年間をかけることが妥当である。

移行期間が短すぎる場合、移行期にあたる世代の負担が過大になる。一方、移行期間が100年以上となれば、賦課方式の維持と殆ど変わらないことになる。

(3) 積立方式への移行方法と負担

賦課方式から積立方式への移行期間中には、過去期間分の支払いを行っていかなければならない。本委員会では、この点を踏まえ、過去期間分の処理をキャッシュフローで検討した。また、厚生年金における過去期間分なので、厚生年金加入者による負担で処理することを前提に置いた。

具体的には、現行の厚生年金勘定を、過去期間分を処理するためのだけの勘定と、新たな積立年金制度である新拠出建年金（個人勘定）とに切り離し、積立方式に移行する方法である。

過去期間分の処理勘定の設計（図表 1 参照）

（収入面）

- ・ 現行制度が想定する保険料負担の範囲内で、過去期間分の処理のために要する保険料を徴収する
- ・ 積立金元本の取崩し、および運用収入を過去期間分の処理に充てる
- ・ 積立金がゼロになった後は国債を発行するが、上記の保険料で償還する

（支出面）

- ・ 既に保険料が支払われ、政府により給付が約束されている分を支出する
- ・ マクロ経済スライドを厳格に適用する
- ・ この処理勘定に新たに保険料が払い込まれても、それに対する給付は発生しない。したがって、給付総額は、段階的に減少する

純債務を含む過去期間分の規模は非常に大きく、処理に長期間かけるとしても、その負担は企業、従業員（現役世代）、高齢世代により分かち合わなければいけない。

移行期における企業の負担

- ・ 現行制度が想定する企業の保険料負担（厚生年金の保険料率の2分の1）の水準は、維持する。
- ・ このうち、全額目的消費税を財源とする新基礎年金制度において、消費税に置き換わる企業の保険料分（基礎年金部分に相当する保険料率の2分の1）を の処理勘定に入れ、過去期間分の処理に充てる。
- ・ ただし、これだけでは過去期間分の処理財源には足りないので、加えて、厚生年金保険料率にして約2.3%相当（過去期間分の処理期間を概ね50年とした場合）の保険料を同様に過去期間分の処理に充てる。
- ・ これらの保険料の負担は企業に義務づけられ、その徴収は国税庁が担う。なお、税制上の扱いは、損金算入とする。

移行期における従業員の負担

- ・ 過去期間分の処理のために、従業員が保険料を負担することはしない。
- ・ したがって、積立方式への移行を開始した後は、従業員は専ら、新拠出建年金制度への掛金の拠出を行う。
- ・ しかし、企業が負担する過去期間分の処理に要する保険料の分だけ、従業

員の老後のために、企業が拠出する新拠出建年金制度への掛金は減る。

企業の保険料負担に、積立金の元本取崩しや運用収入を加えても過去期間分の処理には財源が不足する。したがって、積立金がなくなる段階で、資金繰りのための国債発行を行い、上述の企業による保険料で償還していく。厚生年金における過去期間分の処理なので、国債の償還に税を用いることはしない。

企業が負担するこれらの保険料に対しては、将来の給付が発生しないことから、受益なき負担と言える。

高齢世代の負担

過去期間分の処理に要する企業の負担を軽減し、新拠出建年金において企業が従業員の老後のために拠出できる掛金を増やすためには、過去期間分の圧縮が必要である。即ち、高齢世代にも年金給付の削減という形で、積立方式への移行に伴う負担を求めざるを得ない。

現行制度が発足した当時とは、経済成長や賃金の伸び、人口の増加率や構成は大きく変わった。経済や人口の前提が変化し、年金財政が悪化している一方で、その現状が年金給付額に反映されていないという実態がある。一定の給付水準を維持するために、若年世代や将来世代に過大な負担を課せられないことについて、高齢世代の理解が不可欠である。

高齢世代による負担方法として、まずは、2004年の制度改正で導入されたマクロ経済スライドを、少子高齢化の進行と、物価や平均賃金の伸びの現状が年金の裁定額に確実に反映される仕組みにする⁷。

次に、高齢者雇用の促進策と合わせた年金支給開始年齢の引き上げや、高額所得者に対する給付削減を行う。

・厚生年金報酬比例部分の民営化後の制度について

厚生年金報酬比例部分を民営化し創設する新拠出建年金制度では、個人の円滑な利用を促進しなければならない。民営化により、民間金融機関等による年金商品の開発や改善が期待されるが、一方で、個人の老後のための資産形成に関わることを踏まえ、適切な運用が行われる制度設計が必要である。

⁷ マクロ経済スライドでは、賃金（物価）上昇率がスライド調整率（0.9）を上回った場合、賃金（物価）上昇率 - 0.9 が年金改定率になる。しかし、賃金（物価）上昇率がスライド調整率を下回った場合でも、年金改定率はマイナスにならず、前年度と同水準になる（名目年金下限型）。マクロ経済スライドは、導入されて以降、物価、賃金ともに殆ど上昇していないため、発効されていない。

1．民营化の意義

報酬比例部分を積立方式の年金制度にすれば、民間でも提供可能になる。老後の生活における最低限の保障を超える部分については、民間金融機関等が運営する私的年金が担うことにより、年金制度における民間の役割が高まる。また、年金商品の開発や改善をめぐり、市場で民間金融機関等の競争が促進されることにより、個人にとっては、老後の備えのための選択肢が広がる。

2．新拠出建年金制度の基本設計

(1) 加入資格

新拠出建年金制度は、原則として、収入のある国民は加入可能である。したがって、企業等に勤める従業員は、加入資格を有する。

(2) 掛金（図表1参照）

企業の拠出

新拠出建年金制度には、 $(\text{厚生年金保険料率}) - \{(\text{基礎年金部分に相当する保険料率}) + (\text{過去期間分の処理に要する保険料率})\}$ 分が拠出できる。

企業には従業員の老後への備えを支える意味から、 $(\text{厚生年金保険料率の}2\text{分の}1) - (\text{過去期間分の処理に要する保険料率})$ 分を、事業主負担として従業員の年金口座に直接拠出することを義務づける。

従業員の拠出

従業員は、 $(\text{厚生年金保険料率の}2\text{分の}1) - (\text{基礎年金部分に相当する保険料率})$ に当たる分までを任意で拠出する。任意とすることにより、拠出について、従業員が自身の判断に基づき、ライフステージに応じた選択ができる。

加入者は、税の優遇措置を受けられるが、企業、従業員の拠出額には、それぞ

れ上限を設ける⁸。また、税の優遇措置を受けるために、加入者は新拠出建年金を運営する民間の金融機関等を指定し、口座を設ける。

月額拠出額は、千円単位で設定することができ、変更は年1回可能とする。

(3) 拠出建ての運営

確定拠出型の運営とし、企業は一定の拠出を行うが、年金の給付水準を約束することはしない。

(4) 年金資産の運用

年金資産の運用は、原則、加入者自身の判断と責任において実施する⁹。

(5) 受給形式

受給開始年齢は、60歳以上70歳未満の間で自由に選択できる。受給形式は、一時金または年金のいずれかの選択を認める。年金を選択した場合、受給期間は5年以上の有期とする。

年金資産は老後のための備えであることから、原則として資金の中途引出しは認めないが、長期の失業等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(6) 税制上の取り扱い

掛金は拠出時非課税（企業は損金算入、従業員は所得控除）とする。運用時の年金資産は非課税扱いとし、受給時は他の所得と合算し課税扱いとする。

3. 民間金融機関等の役割と監督規制

民間金融機関等には、年金商品の開発に取組み、個人の老後の備えのための選

⁸ 企業の拠出の最高額は、賞与を3.6ヶ月分とすると、(標準報酬月額の上限62万円) × {(厚生年金保険料率の2分の1) - (過去期間分の処理に要する保険料率)} × (給与12ヶ月 + 賞与3.6ヶ月)となる。従業員の拠出の最高額は、(標準報酬月額の上限62万円) × {(厚生年金保険料率の2分の1) - (基礎年金部分に相当する保険料率)} × (給与12ヶ月 + 賞与3.6ヶ月)となる。

⁹ オランダでは、運用環境の変化に対する持続可能性を高めるために、集団型確定拠出年金（コレクティブDC）が企業年金として導入されており、確定拠出型の運営における一つの選択肢として考えられる。集団型確定拠出年金は拠出建てだが、資産運用を個人ではなく集団で一括して行う。給付額は、積立水準に応じて調整される。老後の生活のための備えに係るリスクを加入者および受給者が集団で担う。

択肢を拡大することが期待される。また、指定された民間金融機関等は、契約に従い、掛金の口座受入、資産運用、年金給付の事務に善管注意義務を負い、取引記録を管理する。

個人の老後のための備えとなる資産の運用や管理等を担うことから、民間金融機関等の運営に対しては、監督規制も必要である。制度管理を行う運営管理機関に対しては、破綻時の円滑な運営確保といった監督規制を行い、運用商品提供会社に対しては、元本確保型商品を提供する場合の監督規制を行う。

また、運用商品提供会社については、関連業法の遵守はもとより、受給権者への給付を確保するためのコーポレートガバナンスが求められる。

4 . 国による環境整備と支援

民間金融機関等による新拠出建年金制度の運営の下、個人の利用を促進していくには、国による環境整備と支援も必要である。

環境整備として、先ず、個人番号制度の導入がある。社会保障への個人番号制度の導入は、給付や行政事務の効率向上の面で不可欠であるが、新拠出建年金制度の運営においても、業務の確実な履行のために必要である。

年金資産の運用は、基本的に加入者自身の判断と責任に委ねるとしても、老後の生活のために備えるという観点から、運用商品の選択においては、資産の一定割合を安定的な収益が確保される商品や元本確保型商品に充てることが望ましい。個人に年金資産の適切な運用を促すためには、掛金の拠出時や運用時の非課税といった税の優遇措置を、安定的な運用が見込まれる商品選択に対して強めることが一つの方法として考えられる。また、運用を行わない加入者のための受皿商品として、政府によるデフォルトファンド¹⁰の提供が求められる。

個人の制度利用を促すには、企業による従業員への投資教育が必要であるが、国も学校教育の中に投資教育を導入する等し、国民に、自己責任により、自身のライフプランに応じて資産を形成することの重要性を説いていく必要がある。

おわりに

年金純債務を明示的にせず、年金制度改革を議論しても制度の微調整に終始する。今、わが国に必要なことは、持続可能な年金制度の構築に向けた抜本的改革である。真の年金財政の姿を国民に示すことにより、抜本的改革の必要性について、国民の認識がさらに高まる。

本提言では、年金純債務の存在を踏まえ、それを含めた過去期間分の処理を行

¹⁰ 加入者から運用指図がなかった場合の運用先として事前に設定しているファンド。

いながら、積立方式に移行する方法を示した。賦課方式から積立方式に移行することは、決して容易なことではない。本提言では、企業の保険料負担の水準は現行制度と変えず、その範囲内で過去期間分の処理に要する財源を負担するとした。一方、従業員（現役世代）は、現行制度の保険料負担から、新基礎年金制度において年金目的消費税に置き換わる保険料を除いた分を、新拠出建年金制度に拠出するとした。そして、高齢世代には、年金の給付削減という形での負担を求め、過去期間分の負担の軽減を図るとしたが、実際には、こうした世代間の負担のあり方をめぐり、高度な政治判断を要するであろう。

しかし、積立方式への移行は、中長期的に持続可能で、経済社会の変化に応じた年金制度の構築のためだけでなく、年金純債務の先送りをしないためにも必要である。財源の裏付けがないまま、人口構成や経済成長等の実態に合わない年金給付を約束し続けてきたことにより生じた年金純債務の先送りを止めることは、若年世代や将来世代に対する我々の責務である。その責務を果たすために必要なのは、積立方式への移行に向けた強い意志と、実現性を高めるための議論の進化である。

2008年12月に、自民、民主両党の衆議院議員7名が超党派で年金制度改革の提言を取りまとめた¹¹。年金制度をはじめ、社会保障制度では、長期的に安定した運営が求められることから、改革を進める上では超党派での合意形成が必要である。超党派の議員による年金制度改革の提言は、そうした合意形成に向けた議論の萌芽が既にあることを示していると考えられる。この機運を大事にし、政治主導の下、抜本的な年金制度改革に向けた確固たる道筋をつけることを求めたい。

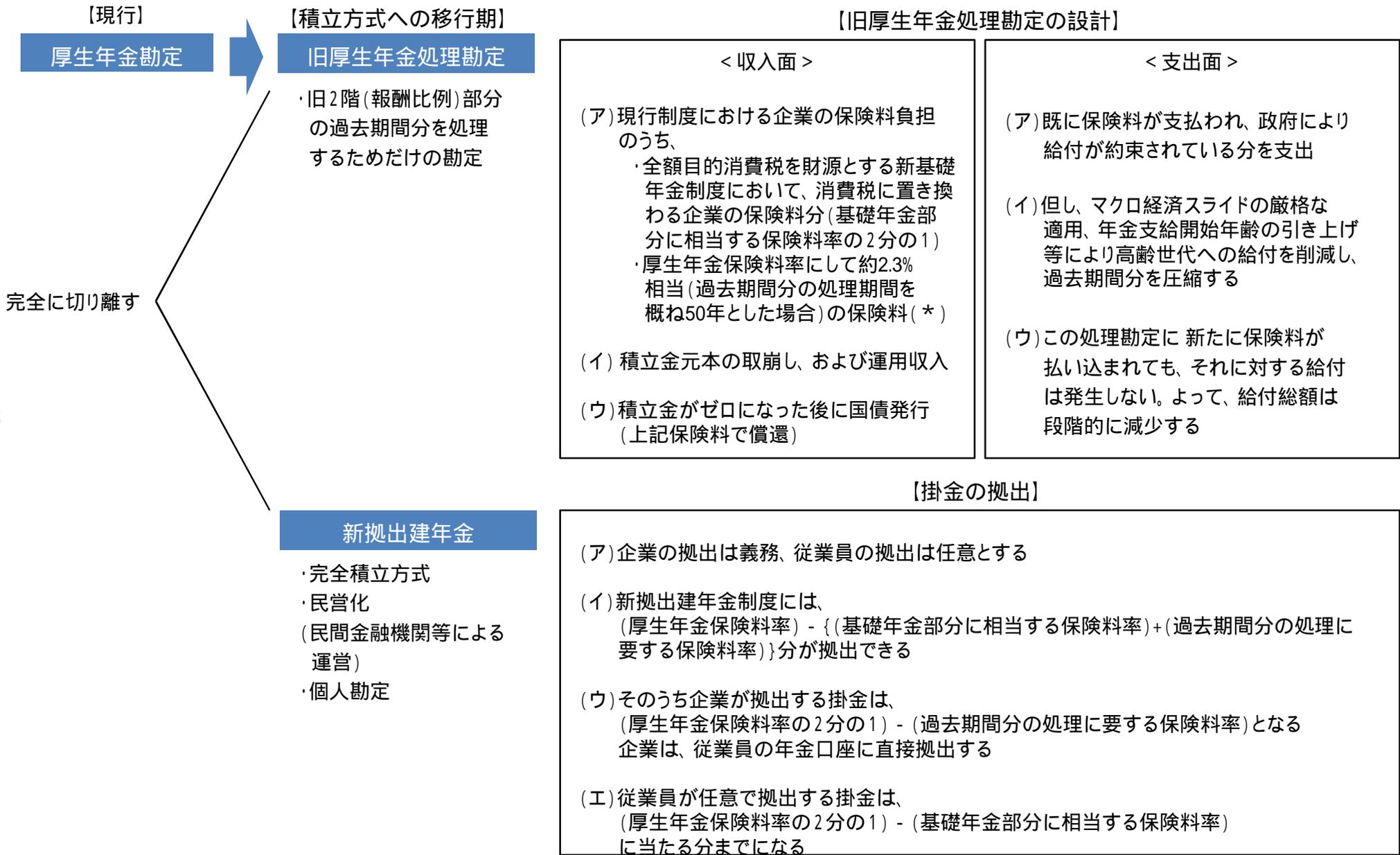
以上

¹¹ 『「いまこそ、年金制度の抜本改革を。」 超党派による年金制度改革に関する提言 』。

- ・ 1階にあたる基礎年金は、消費税を基幹税とする税ですべての財源を賄い、最低生活の保障を行う
- ・ 2階部分は、積立保険料比例年金（現役時の所得比例年金）に移行する
- ・ 移行に際して、年金純債務の解消期間は、50年を超える長期間が適当と考える等が提言されている。

図表1

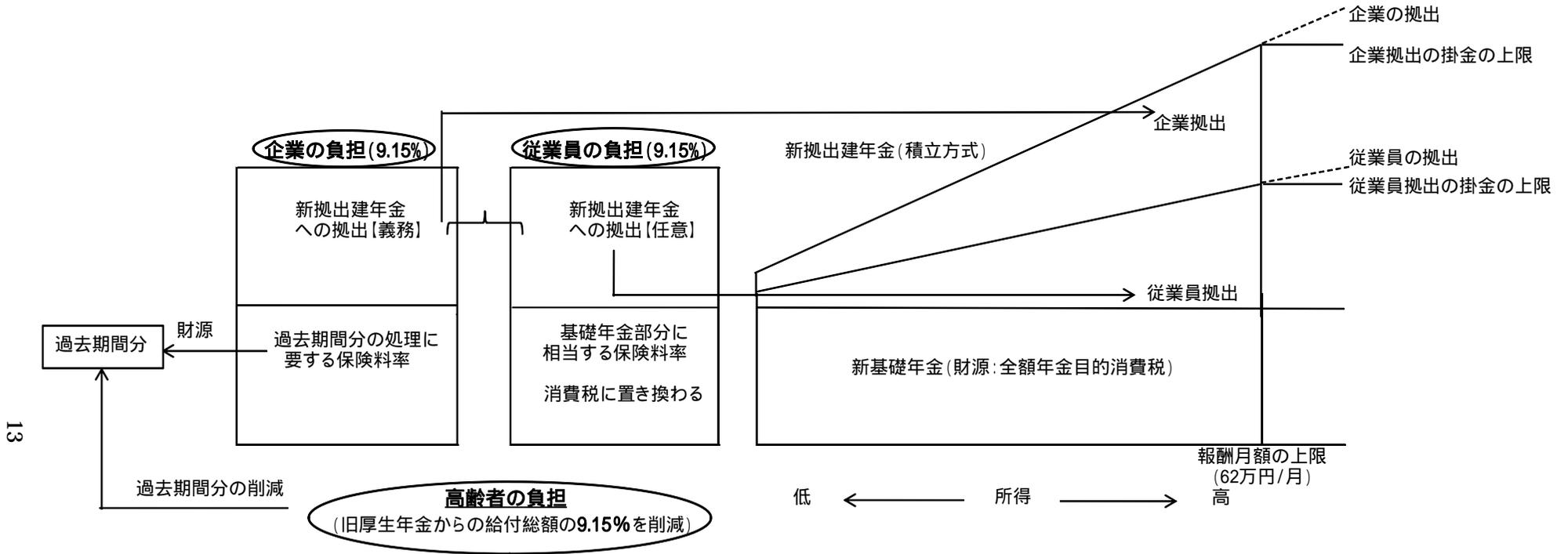
過去期間分の処理方法と新拠出建年金への掛金の拠出



* 本提言では、「平成16年財政再計算結果」の考え方と「平成21年財政検証結果」を踏まえ、厚生年金報酬比例部分の過去期間分における現時点の純債務の規模を約280兆円と試算した。なお、この場合、基礎年金部分の純債務には、将来的に年金目的消費税を充てると考える。

図表2

経済同友会が提言する年金制度の体系



[厚生年金保険料率が18.30%になった場合]

基礎年金部分に相当する保険料率(*)

過去期間分の処理を概ね50年間で行うために必要な保険料率(**)

企業と従業員が新拠出建年金に拠出できる保険料率

$$= (\text{厚生年金保険料率}(18.30\%)) - \{ (\text{基礎年金部分に相当する保険料率}) + (\text{過去期間分の処理に要する保険料率}) \}$$

企業が新拠出建年金に拠出できる保険料率

$$= (\text{厚生年金保険料率の2分の1}(9.15\%)) - (\text{過去期間分の処理に要する保険料率})$$

従業員が新拠出建年金に拠出できる保険料率

$$= (\text{厚生年金保険料率の2分の1}(9.15\%)) - (\text{基礎年金部分に相当する保険料率})$$

(*) 試算では、2009年度から概ね50年間で過去期間分を処理することを想定。

この間の基礎年金部分に相当する保険料率は、厚生年金保険料率にして約4.2~5.8%で推移すると試算。

(**) 試算では、処理期間において、厚生年金保険料率にして約4.5~5.3%で推移。

2008年度社会保障改革委員会

(敬称略)

委員長

門 脇 英 晴 (日本総合研究所 特別顧問)

副委員長

岡 田 正 (小松製作所 執行役員)

加 藤 康 之 (野村證券 SEO)

滝 口 進 (エムエム・ホールディングス 取締役社長)

山 下 徹 (NTTデータ 取締役社長)

脇 英太郎 (日本生命保険 取締役副社長執行役員)

委員

石 原 滋 (蘭日貿易連盟 名誉代表)

井 上 秀 一 (東日本電信電話 シニアアドバイザー)

岩 尾 啓 一 (キャリア工学ラボ. 取締役社長)

大 竹 美 喜 (アフラック (アメリカファミリー-生命保険) 創業者・最高顧問)

鹿 毛 雄 二

金 田 治 (日本アイ・ビー・エム 副会長)

行 天 豊 雄 (三菱東京UFJ銀行 特別顧問)

児 玉 正 之 (あいおい損害保険 取締役社長)

佐 藤 玖 美 (コスモ・ピーアール 代表取締役)

佐 藤 政 男 (法研 取締役相談役)

鈴 木 真 (真法律会計事務所 代表弁護士)

瀬 下 明 (あいおい損害保険 特別顧問)

高 木 邦 格 (国際医療福祉大学 理事長)

滝 哲 郎 (大星ビル管理 取締役社長)

武 田 幸 男 (ファイザー 執行役員)

津 川 清 (OFFICE TSUGAWA 代表)

津 野 正 則 (GPMパートナーズ 代表取締役)

中 島 啓 雄 (駅レンタカーシステム 会長)

西 浦 天 宣 (天宣会 理事長)

禰 宜 寛 治 (武田薬品工業 コーポレート・オフィサー)

早 崎 博 (住友信託銀行 特別顧問)

林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
廣 瀬 勝	(森ビル 監査役)
藤 重 貞 慶	(ライオン 取締役社長)
増 淵 稔	(日本証券金融 取締役社長)
松 井 秀 文	(ゴールドリボン・ネットワーク 理事長)
宮 澤 潤	(宮澤潤法律事務所 代表弁護士)
村 田 嘉 一	(日立製作所 名誉顧問)
村 藤 功	(プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント アドバイザー)
矢 崎 和 広	(諏訪貨物自動車 取締役会長)
山 田 洋 暉	(興和不動産 顧問)
横 尾 隆 義	(ポピンスコーポレーション 取締役)
渡 部 憲 裕	(裕正会 理事長)

以上39名

事務局

伊 藤 清 彦	(経済同友会 執行役)
宮 崎 喜久代	(経済同友会 政策調査第2部 マネジャー)